

一般社団法人 日本医療検査科学会 血液検査機器技術委員会 内規

策定日 2024年8月22日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本医療検査科学会（以下「本会」）血液検査機器技術委員会（以下「本委員会」と称する。

(事務局)

第2条 本委員会は、事務局を事務局長の施設に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の講演会、セミナーおよび出版物等を通して、血液学的検査における検体の取扱い、自動分析装置の特徴、有用性、問題点、結果の解釈および品質保証等に関して理解する機会を提供し、血液学的検査の質的向上に寄与する。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために血液検査機器技術セミナーを開催する。

第5条 第3条の目的を達成するために血液検査機器技術セミナーテキストを本委員会ホームページに掲載する。または、血液検査機器技術マニュアルを刊行する。

第3章 委員

(委員および委員長)

第6条 本委員会の委員は、本会の正会員とする。

第7条 委員長の選出は細則第24条2（委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する）に準ずる。

(委員の就任及び退任)

第8条 委員に就任を希望する場合は、委員長が委員あるいは本会評議員の推薦をもとに本委員会にて審議し、本会理事会の承認を以て委員となる。

第9条 委員が退任を希望する場合は、退任希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第10条 委員資格を失った場合は退任とする。

第11条 企業において組織変更に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退任とする。交代および退任希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

(委員の義務)

第12条 本委員会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み、貢献する。

(資格喪失)

第13条 委員長の許可無く、第 5 章にある会議に 2 回連続して欠席した委員は委員の資格を失う。

ただし、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を要する。

第4章 幹事委員

(幹事委員)

第14条 本会に次の幹事委員を置く。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 委員長 | 1名 |
| (2) | 副委員長 | 1名 |
| (3) | 事務局長 | 1名 |
| (4) | 事務局補佐 | 1名以内 |

(幹事委員の任命)

第15条 副委員長及び事務局長は、委員長が指名する。ただし、副委員長と事務局長の兼務を可とする（その際には他に副委員長と事務局長を置かない）。

第16条 事務局補佐は、委員長、副委員長及び事務局長が協議し、必要に応じて委員長が指名する。

(幹事委員の任務)

第17条 委員長は、本委員会を代表して、本委員会の円滑な運営に努める。

第18条 副委員長及び事務局長は、委員長の任務遂行を補佐する立場として、本委員会の円滑な運営に努める。

第19条 事務局補佐は、事務局長を補佐する立場として、本委員会事務局の円滑な運営に努める。

(幹事委員の任期)

第20条 委員長の任期は本会細則に従い、事業年度の初日から 1 期 2 年とし 2 期 4 年までとする。

第21条 委員長以外の幹事委員の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第22条 会議の開催は、本会の春季セミナー及び大会の年 2 回とする。ただし、本委員会の運営上必要とされる場合、この年 2 回以外にも WEB 会議およびメールによる審議などを行う。

第23条 会議は、事業計画、本委員会の内規の改訂、その他必要と認める事項について

議決する。

第24条 血液検査機器技術セミナー、血液検査機器技術マニュアルに関する運営会議は、必要に応じて開催する。

第6章 補則

(内規の変更)

第25条 本委員会の内規を変更する場合は、委員会の決議を経て理事会の承認を得なければならない。

附則

1. 本内規は、2024年10月4日をもって施行する。
2. 本内規は、2024年12月6日をもって施行する。